

日本港湾協会顕彰規程

(総則)

第1条 日本港湾協会賞、港湾功労者及び港湾特別功労者の顕彰については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(顕彰の内容)

第2条 日本港湾協会賞として以下の各賞を授与、表彰し、並びに港湾功労者及び港湾特別功労者として表彰する。

日本港湾協会賞

(1) 論文賞

過去1年間において、港湾の整備及び管理、並びに港湾海岸・防災の整備及び管理等に関するもので、特に優れた論文を発表した個人又は団体

(2) 技術賞

過去1年間において、港湾の整備及び管理、並びに港湾海岸・防災の整備及び管理等に関するもので、特に優れた技術を実施した個人又は団体

(3) 企画賞

過去1年間において制作された港湾に関する映像、著作、講演、展示、イベントその他であって、その企画表現等が特に優れ、港湾等に関する理解の増進並びに整備の促進等への貢献が顕著であった個人又は団体

(4) 鮫島賞

大規模な港湾建設工事等において困難な条件を克服して完成させる等、顕著な業績をあげた者、又は港湾管理者若しくは港湾所在地地方公共団体の職員で、永年当該港湾の整備にたずさわって、顕著な業績をあげた者

2 港湾功労者

永年に亘り港湾に関する職務に従事し、功績特に顕著な者、又は港湾の管理運営、振興、計画、設計、施工の各部門に関して研究、実施等に特に顕著な成果を挙げ、他の範となるべき者

3 港湾特別功労者

周年事業として行う港湾特別功労者は、永年に亘り港湾行政、学識経験、港湾の管理運営及び港湾業界等の分野で、港湾への理解を深め、困難な事業を成し遂げ、我が国港湾の発展に顕著な功績があった者

(顕彰候補者の募集)

第3条 港湾特別功労者を除く顕彰候補者の募集は、毎年度、会誌及びホームページ等で公表し、推薦を依頼する。

2 港湾特別功労者の募集は、周年の年に会誌及びホームページ等で公表し、推薦を依頼する。

(推薦の手順)

第4条 推薦者は、第2条に定める各顕彰を受ける者(以下、「被表彰者」という。)を厳選のうえ、別に定める様式の推薦書等により申込み期限までに会長に推薦書を提出する。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 第2条の被表彰者は、当協会の理事又は港湾に係る団体から推薦があった者のうちから、会長が委嘱する委員7名以上をもって構成する表彰委員会において選考し、理事会において決定する。

(表彰時期)

第6条 日本港湾協会賞及び港湾功労者に対する表彰は、原則として日本港湾協会通常総会の開催に併せて行う。

2 港湾特別功労者に対する表彰は、原則として周年事業の一環として10年毎に日本港湾協会の通常総会の開催に併せて行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に必要な細目は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年2月15日理事会決定)
- 2 「港湾研究奨励基金運営規程」(昭和53年5月11日第204回理事会決定)及び「日本港湾協会港湾特別功労者顕彰規程」(平成13年10月19日第275回理事会決定)は廃止する。